



2020年4月27日

各位

会社名 株式会社東光高岳
代表者名 代表取締役社長 武部 俊郎
(コード番号 6617 東証第1部)
問合せ先 総務部長 吉田 晴夫
(TEL : 03-6371-5002)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、またこれに伴い2020年6月29日開催予定の第8回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会における機動的な意思決定、議論の活性化及び社外取締役の十分な機能発揮等を図るとともに、取締役会への監督機能をより一層強化することで当社の企業価値を更に向上させることを目的に、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2020年6月29日開催予定の第8回定時株主総会において、必要となる定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに、監査役及び監査役会に関する規定の削除及び移

行前の監査役の責任免除に関する経過措置の設置等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

②コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的に、相談役制度を廃止することを決定したため、相談役に関する規定を削除するものであります。

③上記各変更に伴い、条数の変更その他の所要の改正を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2020年6月29日

定款変更の効力発生日（予定） 2020年6月29日

以 上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 (新設)</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>8</u>名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② <u>前項の決議をする場合には、法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> ③ <u>前2項の選任決議は、議決権を行使することができる株主議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ④ (現行どおり) ⑤ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 22 条 (条文省略) (取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 23 条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 取締役会の招集通知は、会日より 2 日前に各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ④ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略) (新設)</p> <p>第 25 条 (条文省略) (相談役)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役会の決議により、<u>相談役若干名を置くことができる。</u> (取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の定数)</u></p> <p>第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠又は増員のため選任された取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、他の現任取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 補欠又は増員のため選任された監査等委員である取締役の任期は、他の現任の監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 22 条 (現行どおり) (取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 取締役会の招集通知は、会日より 2 日前に各取締役に対し発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ④ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 28 条 (現行どおり) (削除) (削除) (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削除)
<p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日より2日前に各監査役に対し発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役監査基準・監査役会規則)</u></p>	(削除)
<p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法定又は本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役監査基準及び監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削除)
<p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p>第37条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	(新設)
(新設)	第5章 監査等委員会

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第 31 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 38 条～第 43 条 (条文省略)	第 33 条～第 38 条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	<u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u> <u>第 1 条 2020年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

(*) なお、定款の読みやすさを考慮し、条数・条文等に使用している漢数字をアラビア数字に変更すると共に、各変更に伴う条数について変更を行っております。

以 上